

令和4年5月2日

各位

特定非営利活動法人だて観光協会  
会長 沖山典嗣

### 有珠海水浴場を活用した有珠地区地域振興事業の募集について

有珠海水浴場は、西胆振の一大観光地として、当時は海水浴に40万人とも50万人ともいわれる来客があり、有珠駅から海水浴場まで徒歩で向かう海水浴客の行列ができたと伝えられています。

時代が進み平成に入ってから、海水浴客の出足に陰りが見え始め、平成7年ごろからは急減という状況に陥っておりますが、有珠地区を活性化できる施設としての活用等が十分可能と思われれます。

この度、当法人では、有珠地区の活性化のため、『有珠海水浴場』を継続的に活用出来るノウハウ等を有する事業者を広く募集いたします。

尚、不明な点や問い合わせは、当法人事務所へご連絡下さい。

問い合わせ先

〒052-0015

伊達市旭町 24 番地

特定非営利活動法人だて観光協会

担当 川股

TEL 0142-25-2722

FAX 0142-82-3064

# 有珠海水浴場利用事業

～ 有珠海水浴場を活用した有珠地区地域振興を図る事業 ～

## 募 集 要 項

令和4年 5月 2日

特定非営利活動法人だて観光協会

## <目次>

### 1 章 事業概要

- 1 募集の趣旨
- 2 対象施設の概要

### 2 章 応募選定の手続

- 1 応募の手続
  - (1) 応募スケジュール
  - (2) 応募の要件
  - (3) 応募の手続
- 2 選定の手続
  - (1) 審査体制
  - (2) 審査方法
  - (3) 審査項目

### 3 章 応募選定の流れ

- 1 応募選定後の流れ
- 2 その他

## 1 章 事業概要

### 1 募集の趣旨

伊達市有珠地区において、年々利用客数が減少する有珠海水浴場を有効活用し、地域を活性化させ、振興発展に資する活用案(事業案)を幅広く募集します。

### 2 対象施設の概要

施設名 有珠海水浴場  
住 所 伊達市向有珠町海浜地  
面 積 36,550 m<sup>2</sup>(水域 25,000 m<sup>2</sup>、陸域 11,550 m<sup>2</sup>)  
参考図 別添図(位置図、平面図)

## 2 章 応募選定の手続

### 1 応募の手続

#### (1) 応募スケジュール

- ① 応募要領の公表 令和4年5月2日(月)
- ② 応募書類の提出期限 令和4年5月13日(金)
- ③ 質問の受付 令和4年5月2日(月)～令和4年5月10日(火)
- ④ 現地説明 希望者との協議のうえ日程調整
- ⑤ 審査日 令和4年5月17日(火)予定
- ⑥ 審査結果の通知 令和4年5月17日(火)予定

#### (2) 応募の要件

法人または個人でも応募ができます。

但し、次の条件に該当するものは応募することができません。

- ① 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当する者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号いずれかに該当するもので、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 宗教活動・政治活動のために利用しようとしている者
- ⑥ 風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供する者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2項から第6項までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員が活動のために利用する等公序良俗に反する用に供する者
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第2条に規定する廃

棄物进行处理するための用に供する者

- ⑨ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑩ 応募書類に不備又は不正のある者

### (3) 応募の手続

- ① 応募書類の提出期限 令和4年5月13日(金)午後4時必着
- ② 応募書類の提出先

〒052-0015 北海道伊達市旭町 24 番地

特定非営利活動法人だて観光協会

電話 0142-25-2722 FAX 0142-82-3064

Eメール kawamata@date-kankou.jp

担当 川股

### ③ 提出書類

ア 活用提案書(別紙 2)(任意の書式による、企画提案書、事業実施計画書、  
10 カ年概算事業収支計画を別添すること)

イ 法人の場合(法人登記簿本及び代表者印鑑証明書、直近 1 ケ年分納税証明書、  
会社定款、財務諸表、業務実績)

## 2 選定の手続

### (1) 審査体制

提出書類に基づき、特定非営利活動法人だて観光協会会長、副会長3名、事務局長の5名による審査を行います

### (2) 審査方法

提出書類により、5項目の評価項目(各項目 20 点満点、合計 100 点満点)の総計 60 点以上を書類審査合格者とし、プレゼンテーション審査を開催する必要が無い場合は、最高点を獲得した者を合格者とする。

尚、書類審査によりプレゼンテーション審査を開催する必要があると判断した場合は書類審査合格者あてにプレゼンテーション実施日を通知及び実施し、5評価項目について再審査を行い、最終的に最高点を獲得したものを合格者とする。

### (3) 審査項目(詳細は別紙 1 の評価基準による) 合計 100 点満点

- ① 実施方針 20 点満点
- ② 地域貢献度 20 点満点
- ③ 事業の実現性 20 点満点
- ④ 管理計画 20 点満点
- ⑤ 売上金額 20 点満点

## 3 章 応募選定の流れ

### 1 応募選定後の流れ

- (1) 令和 4 年6月上旬を目途に、事業実施主体者である特定非営利活動法人だて観光協会は、選定した活用提案書をベースとして、伊達市に対して事業提案書を作成し、プレゼン

テーションを行います。

- (2) 伊達市において事業提案書が了承された場合に、事業開始の準備を行っていただくこととなります。

## 2 その他

活用提案いただいた事業を行うにあたり、『有珠海水浴場』に関連する法令上の規制等により、この事業を展開することが困難と判断される場合には、中止といたします。

このような判断を行った場合において、特定非営利活動法人だて観光協会は、事業中止等に伴う金銭的な補償・補填は一切行いません。

この要項において、記載されていない事項についての質問等については、問い合わせ先である特定非営利活動法人だて観光協会(0142-25-2722)までご連絡願います。

(別紙1)

審査基準(評価項目、評価基準及び配点)

評価項目	評価基準	配点
実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の趣旨や経緯を十分理解した方針となっているか。</li><li>・有珠地区の自然条件、気候に合致する計画となっているか。</li><li>・敷地や施設の有効利用がされた計画となっているか。</li></ul>	20点
地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書及び事業実施計画書の中で地域資源を有効に生かした計画となっているか。</li><li>・地域の団体・組織及び地域活動グループとの連携が十分考慮されているか。</li></ul>	20点
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案書及び事業実施計画書が現状に即し、実現性が高いものか。</li><li>・10カ年間事業計画の収支が現実に即したものとなっているか。</li><li>・事業計画に創意工夫があり、収益の向上による事業継続が可能となっているか。</li></ul>	20点
管理計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・単年度の収支計画が適正に計上されているか。</li><li>・10カ年間の全体収支計画が良好であるか。</li><li>・収入や支出の項目、金額が適正な処理となっているか。</li></ul>	20点
売上金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・人件費のみならず、施設を維持するための売上が確保されているか。</li></ul>	20点
合計		100点